

千葉県消防関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第37号

千葉県消防関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉県消防関係手数料条例（平成12年千葉県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。